

2010年12月1日

デジタル雑誌配信権利処理ガイドライン

- 1 本ガイドラインは、(社)日本雑誌協会加盟社が発行する雑誌における、雑誌製作に参加する作家、写真家を含むすべての著作者の著作権の取り扱いについて定める。また、本ガイドラインは、事前に作家、写真家を含むすべての著作者に告知され承諾を得ることにより、雑誌発行社と作家、写真家を含むすべての著作者との間の契約を構成するものとなる。
- 2 本ガイドラインにおける「雑誌」とは、印刷物として刊行されるものの他、その全部または大部分を電子的媒体により送信するもの、及び当該雑誌の表題を冠して雑誌中の記事（写真等を含む）を電子的媒体により送信するものをいう。電子的媒体による送信は、印刷物のレイアウトを再現しない形式のものを含むが、雑誌表題が出典表示にとどまるものは含まれない。
- 3 前条の具体的な利用状況については、雑誌発行社は、可能な限り作家、写真家を含むすべての著作者に、事前に周知されるよう努める。
- 4 前2条の電子媒体による送信には、当該雑誌発行社が自ら行うものの他、雑誌発行社から許諾された第三者によるものを含む。
- 5 雑誌編集部から、当該雑誌のために新たに発注される記事・写真等の著作物については、特段の取り決めがない限り、以下の範囲において著作者から雑誌発行社に対して下記の期間に限定した譲渡の形式で、その利用がゆだねられるものとする。第三者に対する再譲渡は行われない。

①期間	刊行間隔の倍の期間かつ1か月以上3か月内（首都圏発売日の翌日起算）
例)	週刊誌・隔週刊誌・月2回刊誌 1か月
	月刊誌・隔月刊誌 2か月
	季刊誌 3か月
②対象となる権利	複製権（法21条）、譲渡権（26条の2）、翻案権（27条 ただし外国語への翻訳・翻案のみ）、公衆送信権・送信可能化権（23条）
- 6 前条の利用については、雑誌発行社は、著作者人格権（氏名の表示、同一性保持）に関し、印刷物での利用と同様に必要な配慮を行うものとする。
- 7 著作権者が、第5条①の期間内に、雑誌以外での著作物の利用を希望し、雑誌発行社が同意する場合は、第4条及び第8条の規定にかかわらず、著作権者は当該著作物の利用を行うことができる。
- 8 上記著作物の、雑誌における利用の対価は、原稿料等として一括して支払われるものとし、第5条の期間内の利用に対しては、特段の取り決めがない限り、追加の利用料支払いは発生しない。
- 9 第5条①に定めた期間の経過により、著作権は当然にすべての著作者のもとに戻る。雑誌発行社が電子媒体における利用の継続を希望する場合は、その具体的な内容や対価などについて、別途協議するものとする。
- 10 本ガイドラインの規定は、従来の印刷物における慣習に影響を及ぼすものではない。また、電子的媒体における利用は、現在まだ定着しているとは言えず、その形態の変化も激しいことが予想されることに鑑み、本ガイドラインは、日本雑誌協会及び著作者等の関係者により、定期的に見直しを行うものとする。